

第 5668 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 3月10日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ ふるさと納税ワンストップ特例と確定申告

Q：ふるさと納税のワンストップ特例を受ける手続きをしましたが、医療費が多かったので医療費控除を受ける申告をします。特に問題ありませんか？

A：確定申告にふるさと納税に内容(寄附金控除)を記載しなければなりませんので、注意してください。

【解説】

ふるさと納税ワンストップ特例制度とは、確定申告や住民税申告を行わない給与所得者や年金所得者等が寄附をした場合に、税務申告手続を簡素化する特例制度で、次の人が申請することによって認められる制度です。

- ① 寄附を行った年の所得について確定申告をする必要が無い人
- ② 1年間のふるさと納税納付先自治体が5箇所までの人

平成28年からは、マイナンバー制度の取扱いにより、各種書類を提出しなければなりません。

ワンストップ特例の申請をした人が、5カ所を超える市町村に申請を行った場合は、ワンストップ特例の申請は無効となり、申告特例控除額が適用されませんので、確定申告をしなければなりません。

また、ワンストップ特例の申請をした人が、医療費控除等や住宅ローン控除の適用を受けるため、確定申告をする場合には、ワンストップ特例制度の申請はなかったものとみなされますので、必ずふるさと納税に係る寄附金の申告も忘れずに行ってください。

